

# 竹富町竹富島歴史的景観保全地区保全計画

竹富町歴史的景観形成地区保存条例（令和2年6月19日条例第14号）第15条の規定に基づき、竹富町竹富島歴史的景観保全地区の保全に関する計画を次のように定める。

## 目 次

1. 竹富島の景観的秩序と経緯
2. 保全の方針と内容
3. 保存・保全すべき物件の特定と保全整備の内容
4. 保全のために必要なその他の計画

本計画は、ピー（バリアリーフ）より内側の海域と竹富島の陸域全域に定める歴史的景観形成地区のうち、伝統的建造物群保存地区を除く地区の保全のために策定する計画であり、別に定める伝統的建造物群保存地区保存活用計画と対をなすものである。

## 1. 竹富島の景観的秩序と経緯

竹富島は面積5.41平方km、外周9km程の平坦で楕円形の小さな島である。島のすがたは、中心部にまとまって位置している三つの集落（東集落＝アイノタ村、西集落＝インノタ村、仲筋集落＝ナージ村）を、樹林地、農地、保安林、砂浜、イノー（バリアリーフ内側の浅瀬）、ピー（バリアリーフ）が順序よく同心円状に取り囲み、その外側に外海が広がるかたちの、極めて特徴的な空間構造をみせている。

亜熱帯性の気候のもとにあつて、琉球石灰岩より成る小さく平坦な島嶼のきびしい自然条件の中で、ここに暮らす住民の知恵と選択が時間をかけて創り出してきたこの同心円状の島の空間構造こそ、竹富島の景観的秩序の根幹をなすものである。竹富島の集落景観は、島全体の歴史、自然、文化、共同体社会のしくみに立脚し、かつ、島全体の景観的秩序の中に一体的に組み込まれることで成立しているものである。

なお平成12（2000）年に供用開始した環状線は、集落内観光を徒歩や自転車などによることを基本とし、車両の通過を最小限にすることを目的として設置されたものである。この環状線は伝統的建造物群保存地区を完全に包含しているため、その外側が明確な集落外となったのに対し、内側には伝統的建造物群保存地区以外に歴史的景観保全地区の土地が残されている。これら環状線内の歴史的景観保全地区の土地については、伝統的建造物群保存地区と同様の景観形成基準に基づき一体的に景観形成を図る地区とすることが平成21（2009）年の「竹富町竹富島歴史的景観保全地区の保全に関する基本計画」および「伝統的建造物群保存地区保存計画」の改定時に定められた。

## 2. 保全の方針と内容

### (1) 保全地区の範囲 (別図-1)

竹富島の中央部に位置する集落域（東集落・西集落・仲筋集落の三集落）の全体を含む範囲（38.3ha）が、竹富町歴史的景観形成地区保存条例に基づいて伝統的建造物群保存地区の地区決定を受けた範囲（重要伝統的建造物群保存地区の選定範囲と一致）である。この伝統的建造物群保存地区の外側からピー（リーフ）に至る一帯は、集落域の歴史的形成を支えてきた重要かつ欠くことのできない構造要件であり、かつ、すぐれて風土性豊かな竹富島の歴史的景観そのものであることから、「歴史的景観保全地区」に指定する。歴史的景観保全地区を、その保全の方針の違いによって、さらに「自然景観保全ゾーン」「生産景観形成ゾーン（環状線外側）【区域変更】」「集落景観形成ゾーン（環状線内側）【新設】」に分ける。伝統的建造物群保存地区とこれら歴史的景観保全地区をあわせた範囲を「歴史的景観形成地区」とする。

### (2) 保全の基本方針 (別図-1)

歴史的景観保全地区については、前記「1. 竹富島の景観的秩序」で示す空間構造（長年にわたり自然に人が働きかけてつくり出された景観的秩序）およびそこに培われた伝統的建造物群と一体をなす集落域から海域に至る島全体の歴史的な風致を保存・保全することで地区の景観形成に努め、もって竹富島住民の持続的な発展と国内外からの訪問者の文化的向上に資することを基本方針とする。

なお保全地区の保全整備にあたっては、竹富島住民が定めた「竹富島憲章」の考え方を遵守し、地縁団体法人竹富公民館と竹富町教育委員会が、関係部局ならびに民間の公益組織等と協働して、良好な歴史的景観の形成に努める。

### (3) 保全整備の内容

前記基本方針を実現するため、歴史的景観保全地区を構成する各ゾーン毎の景観の性格を踏まえ、伝統的な土地利用を維持、回復、保全するため不可欠な物件として、伝統的様式の外観を持つ重要な建築物および工作物を「景観保全建築物」に特定し、伝統的な土地利用を示す重要な自然物や土地の形質等を「景観保全環境要素」に特定し、保存・保全する。

とくに竹富島には、住民の心の豊かさや誇りそのものともいえる数多くの祭事が伝承されており、くらしのしくみ全体を支える大きな背景となっている。これら祭事の舞台となる

御嶽（＝オン）や主要な祭事における巡拝の道すじ（まつりの道すじ）は、この島の骨格軸を成す景観要素であるため、本地区全体に関わることとして、その景観を保全する。

また、景観保全建造物および景観保全環境要素以外の既存ないしは今後新たに造設される物件や要素、土地の改変等に関わる開発行為については、原則これを行わないこととし、やむを得ず行う場合は、本地区の歴史的風致に調和するように別表-4,5,6の通り基準を定め景観形成を図る。

以下に、ゾーン毎の景観形成の方針を示す。

## ア 自然景観保全ゾーン

### 【範囲と名称】

島の外周域にあたるピー（リーフ）、イノー、砂浜および保安林一帯は、自然景観を主として保全する「自然景観保全ゾーン」とする。

### 【景観形成の基本方針】

#### 〈景観保全建造物と景観保全環境要素の保全〉

特定された景観保全建造物と景観保全環境要素を保存・保全する。

#### 〈建造物の修景（新築・増築・補修等）〉

自然景観を主として保全する本ゾーンは、一方で、ニーランのような神を迎える「信仰の空間」、漁の場としての「生産の空間」、人（客）を迎え送り出す「港の空間」、そして海風から集落を守るために維持してきた「保安林の空間」という、人が自然（海）と共存するための歴史的、文化的な空間としての性格を有する。こうした多様な空間性を有する景観の特性をふまえ、自然環境の保全とともに、棧橋、村カー（共同井戸）、フナヤー（舟待ち小屋）等の歴史的な遺構や祭の道すじの保存・保全を主としつつ、必要な歴史資源等の利用を促すための環境整備を行い、また東棧橋付近では島の玄関口として必要な環境整備を図る。

その際、自然景観の保全を基本とする本地区の性格に鑑み、産業・流通関連施設等の開発行為は、島のくらしにとって必要最小限のものとする。その上で、外観が歴史的風致に調和するよう、建造物の位置、規模、形態、色彩、周辺緑化等について十分に配慮する。

## イ 生産景観形成ゾーン

### 【範囲と名称】

保安林の内側から竹富島環状線までの一帯は、基本的に生業の場としての景観形成を図る「生産景観形成ゾーン」とする。

### 【土地利用と景観の変遷】

昭和30年頃までは、島の中心に位置する集落から海に向けて放射状の道が形成され、集落を抜け外に出ると、網目のように走るアジラ（低い石垣）に区画されたハテ（畑）が広がっていた。ハテは、竹富島の生活を支える食料や燃料を生産する場所として機能していた。ハテのなかには、御嶽の森や墓地が点在し、島の外周を取り囲む海岸防風林越しには海が見えたと言う。そのハテのいくつかは、竹富島の伝統芸能として継承される狂言の舞台にもなっている。

昭和40年以降は、過疎化が進み、ハテのほとんどは放棄され、昭和初期に飼料や燃料として導入された外来種のギンネムがその土地を覆うこととなった。現在、生産景観形成ゾーンには、このように森林化した未利用地が多いものの、その土地の一部は牧場や車えび養殖場（過去には桑園やサトウキビ畑等）として活用されており、島民の暮らしを支える生業に関わる土地としていつでも活用できるよう、その位置付けが継承され続けているといえる。

### 【景観形成の基本方針】

#### 〈保全すべき景観の価値と景観形成の基本方針〉

本ゾーンでは、昭和30年代まで利用されていた放射状のミチ（歴史的な道筋）を骨格として農地等の生業を行う土地が広がる景観を保全すべき価値と見なし、これを回復、継承することを景観形成の基本方針とする。具体的な景観形成の方針は以下である。

#### 〈景観保全建造物と景観保全環境要素の保全〉

- ・ 特定された景観保全建造物と景観保全環境要素を保存・保全する。

#### 〈ミチ・ハテ・アジラの保全方針〉

- ・ ミチの地籍を合筆や分筆等で地籍上消えないよう保存し、伐開や開発の際に可能なものはミチを伝統的な形状で復旧するなど、可能な限り、歴史的に存在した道筋が見て分かるように整備する。
- ・ ハテ（歴史的な畑）の地籍を可能な限り継承する。
- ・ 地域の精神的支柱である伝統行事・芸能との関係が明らかとなったハテ（畑）のうち現存するものについては、景観保全環境要素に特定の上、竹富町の定める「地域計画」に基づく「地域自然環境保全等事業（仮称）」として必要な復旧および保全を図る。
- ・ 農地の回復を図る住民や公益組織の活動に対し、小規模な農地回復も補助事業等の対象となるような仕組みの構築について、庁内関係部局との調整を図る。
- ・ アジラは、歴史的農地の筆界を示す農地の形状やその利用の歴史を物語る重要な証拠である。そのため、樹林を伐開する際に出てきたアジラについては、現代の生業利用に支障のない範囲でできる限り保全する。

#### 〈新たな開発行為の誘導〉

- ・ 島民の生業に必要な施設については必要最小限のものとする。
- ・ 島民の生業に必要な施設以外で島民の意図しない開発行為が起きた場合には、「地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（地域自然資産法 平成27年4月1日施行）」により竹富町の定める「地域計画」に基づき、用地を買い上げる等の補償措置を講じて当該開発を止めるよう努める。
- ・ 島民の生業に必要な施設以外の施設を建設する際は、生産景観の形成を基本とする本ゾーンの歴史的風致を維持するため、敷地内に十分な樹林帯を四周に設け外から見えないようにし、建造物の位置、規模、形態、色彩等については、本地区の歴史的風致に調和するように別表-4,5,6の通り本地区の歴史的風致に調和する基準を定め景観形成を図る。

#### 〈環状線沿線の景観の保全〉

- ・ 「竹富島道路維持管理・交通システム計画」（平成9〔1997〕年3月策定）に基づき、竹富島環状線の外側沿道には、バス停や水牛車乗り換え場などの環状線の設置目的に資する施設を除き、観光施設（土産物店や飲食店等）や住宅等のいかなる施設も立地しないものとする。

### ウ 集落景観形成ゾーン

#### 【範囲と名称】

- ・ 竹富島環状線の内側から伝統的建造物群保存地区境界までのゾーンを、重要な景観保全環境要素を保存・保全しつつそれ以外の土地において宅地等の新たな開発行為に利用できる「集落景観形成ゾーン」とする。

#### 【景観形成の基本方針】

#### 〈新たな開発行為の誘導〉

- ・ 島内における宅地等の新たな開発行為については、基本的に伝統的建造物群保存地区内の空き家敷地に誘導するよう斡旋し、それができない場合に限り、本ゾーン内での新たな土地の造成を認める。
- ・ あらかじめ、将来にわたって「景観保全環境要素」を保存・保全するために必要な土地を定め、それ以外の土地においてのみ、以下の条件の下で新たな開発行為を認め、伝統的建造物群保存地区と連続する集落域としての景観形成を図る。
- ・ 新たな開発行為については、伝統的建造物群保存地区内の景観形成基準によることとし、別表-4,5,6の通り本地区の歴史的風致に調和する基準を定め景観形成を図る。

- ・ 従前が農地や樹林地等であった宅地の履歴のない土地を新たに造成する際は、敷地南側に伝統的建造物群保存地区内道路に連続する伝統的形態の道路（幅員4m程度）を設け、伝統的な敷地形態（方形、南入り）および規模（東西11～25m、南北16m以上）とする。

#### 〈環状線沿線の景観の保全〉

- ・ 生産景観形成ゾーンと同様に、上記「竹富島道路維持管理・交通システム計画」に基づき、竹富島環状線の内側沿道には、バス停や水牛車乗り換え場などの環状線の設置目的に資する施設を除き、いかなる施設も立地しないものとする。
- ・ やむを得ず環状線内側に近接して施設を建設する際には、道路から見えないように、同時に集落内からも環状線を走る車両が見えないようにする。そのために、環状線内側（集落側）には十分な幅の緑地帯（高木と低木を組み合わせた樹林帯）を確保する。

#### 〈農地景観の保全・回復〉

- ・ 農地の回復を図る住民や公益組織の活動に対し、小規模な農地回復も補助事業等の対象となるような仕組みの構築について、庁内関係部局との調整を図る。
- ・ 集落景観形成ゾーンの土地の成り立ちは、歴史的には（環状線形成以前の）生産景観形成ゾーンと同様であるため、農地景観の保全・回復における方針は、〈ミチ・ハテ・アジラの保全方針〉（前記「イ 生産景観形成ゾーン」【景観形成の基本方針】）に準ずるものとする。

### 3. 保存・保全すべき物件の特定と保全整備の内容

#### (1) 物件の特定

##### ア 景観保全建造物

本ゾーンの景観を保全する上で不可欠な物件として、伝統的様式の外観を持つ建築物および工作物を特定する。

建築物	1件（別表-1参照）
工作物	8件（別表-2参照）→必要に応じて追加（審議会事項）

##### イ 景観保全環境要素

本ゾーンの景観を保全する上で不可欠な物件として、以下に示す自然物や土地の形質等を「景観保全環境要素」に特定する。

- ① 島の伝統的な空間構造の理解に不可欠なミチおよびハテの地籍（とくに伝統行事・芸能の舞台となるハテとそこにつながるミチの地籍）
- ② 島の伝統的な空間構造の理解に不可欠な地籍を示すアジラや境界木等
- ③ 御嶽と御嶽の森、集落跡・井戸（跡）等遺跡の地籍
- ④ 墓地、老木・巨木等、本ゾーンの景観を保全する上で必要な環境要素

景観保全環境要素 25件（別表-3参照）

## (2) 保全整備の内容

### ア 景観保全建造物

フナヤー（1件）については、琉球石灰岩野面積みの壁体および茅屋根を保存する。また茅屋根の葺替えを通じて、島内における伝統工法の継承に努める。

村カー（8件）については、履歴を調査し、現状を維持するかまたは必要な修復（修理・復原）を行う。まつりのみち沿いにある村カーなどについて、積極的に活用を図る場合は、周辺の歴史的風致を維持・回復するための適切な保全整備および安全な見学環境の整備を行う。緑陰の形成と併せて水の活用できる憩いの場として整備することもできる。

### イ 景観保全環境要素

**御嶽**（17件）および**御嶽の森**（既特定は「国仲御嶽の福木」1件のみ）については、履歴調査に基づいてその地籍を景観保全環境要素として追加特定し、その土地の形状や植生、建造物配置等を保全・維持・復旧・復元整備する。

**スンマシャー**（集落入口に結界として配された樹木）（1件）については、履歴を調査した上で必要なものは景観保全環境要素として追加特定し、集落内への玄関口の空間としての景観の保全・回復に努める。

**ピー**（バリヤーリーフ）・**イノー**（珊瑚礁の浅瀬）（1件）、**砂浜**、**保安林地**（1件）等の島の住民のくらしと環境の基盤を支えてきたこれらの自然域については、将来的にも住民にとって好ましい環境を保ち続けるよう、その保全と活用を図る。

**史跡**（「国仲御嶽の福木」を除く3件）については履歴を調査し、必要な修復（修理・復原・復元・復旧）を行うとともに、周辺の歴史的風致を維持・回復するために適切な保全整備を行うものとする。

まつりのミチ（美崎オンへのミチ、花城オンおよび波利若オンへのミチ、東美崎オンへのミチ、根ウスイオンおよびニーランへのミチ等）については白砂の道を維持・保全し、道の幅員については履歴を尊重し拡幅を抑える。

その他のミチについては、白砂又は白砂と調和のとれた道とし、幅員については履歴を尊重し拡幅を抑える。その沿道については、ハテの場合は、アジラや緑陰をつくる樹木を配する伝統的な景観の回復に努める。

地域の精神的支柱である伝統行事・芸能との関係が明らかとなったハテ（畑）のうち現存するものについては、景観保全環境要素に特定の上、竹富町が定める前記「地域計画」に基づく「地域自然環境保全等事業（仮称）」として必要な復旧および保全を図る。

上記以外で、本地区の歴史的風致の保全に必要な要素については、景観保全環境要素に特定し保全・復旧に努める。

## 4. 保全地区の保全に必要なその他の計画

### (1) 管理施設等

本歴史的景観保全地区を伝統的建造物群保存地区と一体的に管理・運営するため、必要な資材置き場、案内所、案内標識、説明板等を歴史的風致に調和するよう配慮して設置する。

### (2) 集落景観資材等供給システムの整備

長期的な展望に立って、建築資材等の安定確保と技術継承のため、茅、キャーギ（イヌマキ材）、島瓦、漆喰など、かつては島内ないし八重山圏域で自給してきた各種資材の好ましい供給のありかたを検討し、島内に資材林地を整備するなど、積極的に島内自給のシステムを育てる。また、島に伝わる多くの伝統文化（工芸や食文化等）の継承のためにも、五穀等の自給システムを育成する。

### (3) 看板等の誘導

看板の設置等については、材質・大きさ・数・設置場所等に関し、歴史的風致に調和するよう誘導する。

### (4) 交通システムの確立

「竹富島道路維持管理・交通システム計画」（平成9〔1997〕年3月策定）を遵守し、環状線を利用して伝統的建造物群保存地区内への（観光）車両の乗り入れを抑制する。また、島内の交通安全や道路景観維持のため、島外車両の乗り入れ禁止や島内車両総数の制限、交通規制、共同駐車場設置、車両の共同利用等を内容とする交通システムの確立を検討する。

### (5) 集落景観形成ゾーンにおける新住宅地等の造成方策の検討

伝統的建造物群保存地区と調和した景観の形成を図りつつ、島民が適価で取得でき利用しやすい宅地の確保および観光交通関連施設と環状線内側緑地帯の一体的確保を実現するため、集落景観形成ゾーン内の保存・保全すべき土地以外の土地においては、予め大区画や複数の土地を調整して敷地割の整理を行い、敷地南側の前面道路を設けた伝統的形状の屋敷地を新たに造成する方策を検討する。

### (6) 支援体制の整備

町条例による「まちなみ保存基金（赤瓦基金）」の運用や、集落内外の土地の不在地主や空き屋敷所有者との土地買上げ・借上げ等の交渉・調整を図る公益法人の設立を図るなど、竹富島および竹富町のすぐれた景観の保存を積極的にすすめるための支援体制を整備する。

## 【別図・別表】

別図-1 歴史的景観形成地区の全体ゾーニング解説図

別表-1 景観保全建造物一覧（建築物）

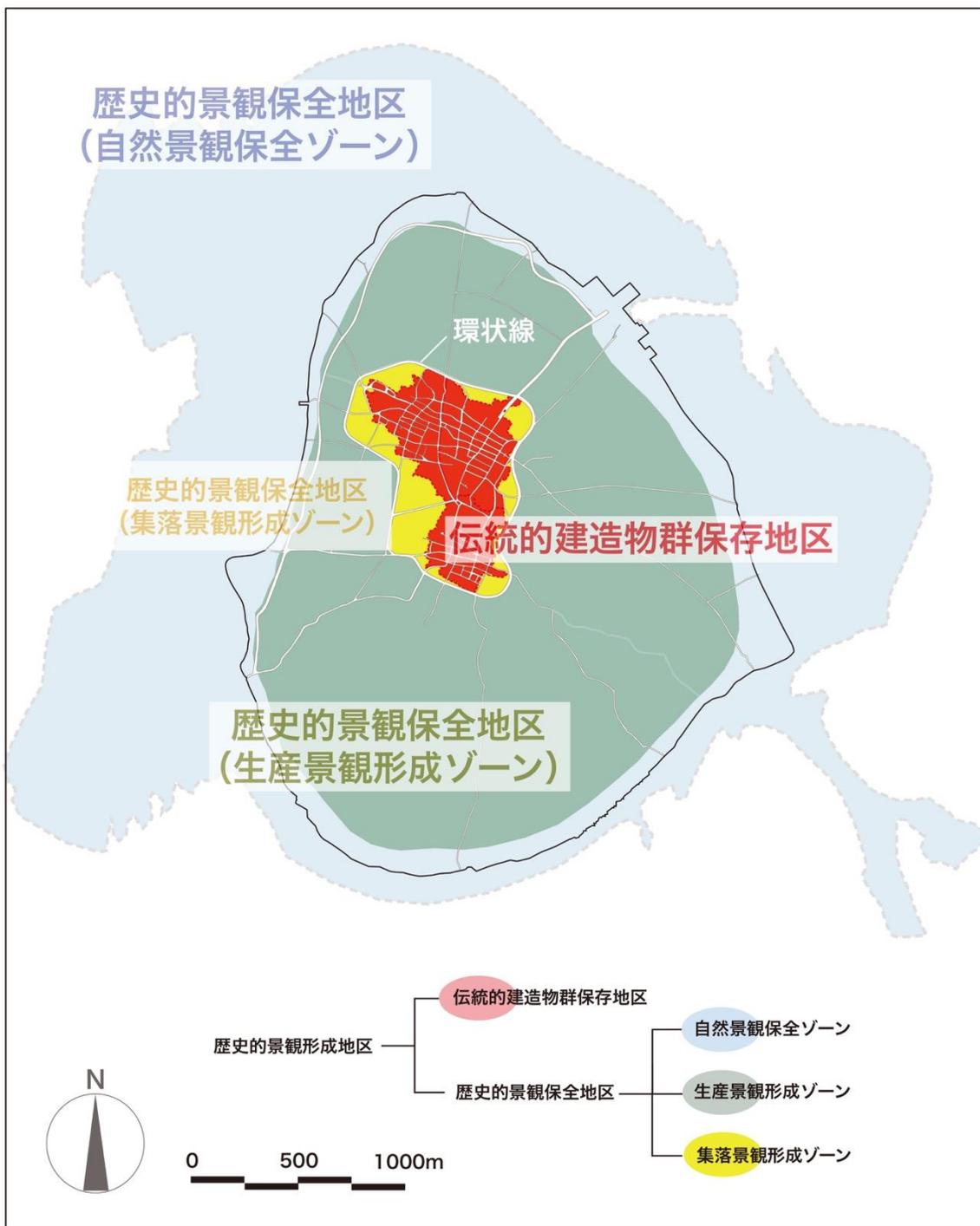
別表-2 景観保全建造物一覧（工作物）

別表-3 景観保全環境要素一覧（環境要素：土地の形質・自然物）

別表-4 歴史的景観保全地区における建築物の形態意匠等の制限

別表-5 歴史的景観保全地区における工作物の形態意匠の制限と高さの最高限度

別表-6 歴史的景観保全地区における開発行為等の制限



別図-1 歴史的景観形成地区の全体ゾーニング解説図

別表-1 景観保全建造物一覧（建築物）

1	フナヤー 1 棟
---	----------

別表-2 景観保全建造物一覧（工作物）

1	ハマンガー
2	フナヤンガー
3	ウヤマシンガー
4	ハザマンガー
5	ハナックンガー
6	フーガー
7	ミーナカー（町指定史跡）
8	コントウカー

別表-3 景観保全環境要素一覧（環境要素：土地の形質・自然物）

1	御嶽（国仲オン：ファイナーオン）
2	御嶽（久間原オン：クマーラオン）
3	御嶽（花城オン：ハナックオン）
4	御嶽（波利若オン：バイヤーオン）
5	御嶽（美崎オン：ミシャシオン）
6	御嶽（親泊オン：ウヤドゥマリオン）
7	御嶽（真知オン：マーチオン）
8	御嶽（西美崎オン：イルミシャシオン）
9	御嶽（東美崎オン：アイミシャシオン）
10	御嶽（肝合掌オン：シムザーシオン）
11	御嶽（島布オン：シマフオン）
12	御嶽（宇根オン：ウーニオン）
13	御嶽（ニーランオン）
14	御嶽（根ウスイオン：ウシヌオン）
15	御嶽（皆治オン：カジオン）
16	御嶽（ブサシオン）
17	御嶽（牛のオン）
18	史跡（蔵元跡）
19	史跡（国仲御嶽の福木）
20	史跡（竹富貝塚）
21	史跡（フージャヌクミ遺跡）
22	スンマシャ（シンダン（和名：センダン））
23	保安林地
24	自然海岸域（ビーチ等）
25	イノー域（ピーまで）

注：史跡（ミーナカー）は景観保全建造物（工作物）として特定

別表-4 歴史的景観保全地区における建築物の形態意匠等の制限

制限項目		集落景観形成ゾーン	自然景観保全ゾーン（陸域のみ） 生産景観形成ゾーン	
形態意匠の制限	敷地の形態	・ 伝統的建造物群保存地区と同様とする。	・ 伐開等により周辺の視界が開けても、公道から敷地内のグックや建物が望見できないように、在来種の高木や低木による樹林帯（緑地帯）を設け遮蔽する。 ・ 敷地内は白砂または芝生等の表面とし、車路については舗装しない。	
	建物の配置等		・ 環状線内（伝統的建造物群保存地区及び集落景観形成ゾーン）と同様とする。 ・ 環状線内の規制と同様にできない場合は、以下を満たす。 ①建物は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等を行う。 ②駐車スペースは、必要最小限の面積、配置とする。 ③島内に建つ建物としての秩序を形成するため、原則として主な建物の棟向きが東西方向となるように建てる。付属建築についても原則として東西方向または南北方向とする。	
	建物の外観 ・ 基礎 ・ 構造等 ・ 屋根 ・ 軒・雨端		・ 環状線内（伝統的建造物群保存地区及び集落景観形成ゾーン）と同様とする。 ・ 環状線内と同様にできない場合は、以下を満たす。 ①竹富島の自然・生産緑地景観に調和する外観とする。 ②木材や石材などの自然素材の建材を用い、素材本来の色・質感を見せる。 ③光沢ある素材や光を反射する素材は用いない。	
	その他	建築設備	・ 伝統的建造物群保存地区と同様とする	・ 設備は屋外に設置しない。やむを得ず屋外に設置する場合は、雨端側には設置せず目立たない配置とし、修景や遮へい等を施す。
		照明		・ 屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いない。
		看板等		・ 建築物には看板を設置しない。
塀・垣等		・ 高さ 1.5～1.7m のグックを積むが、アジラ（畑などの境界に置かれる高さ 0.5m 程度の琉球石灰岩野面積みの石垣）がある場合は、それを生かしたものとすることができる。		
仮設物		・ 伝統的建造物群保存地区と同様とする。		
高さの最高限度				
壁面の位置の制限		・ 伝統的建造物群保存地区と同様とする。	・ 道路境界線および隣地境界線からのグックおよび建物のセットバックは 10m 以上とする。	
敷地面積の最低限度			・ 1,500 m <sup>2</sup> とする。	

別表-5 歴史的景観保全地区における工作物の形態意匠の制限

制限項目		集落景観形成ゾーン	自然景観保全ゾーン（陸域のみ） 生産景観形成ゾーン
形態意匠の制限	塔状工作物	位置・配置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落内や環状線、海上からの眺望景観を阻害しない位置および配置とする。</li> <li>・遺跡、御嶽、カー（井戸）、地域の重要な祭事が行われる場所などにはその周辺を含め設置しない。</li> <li>・携帯電話基地局等の鉄塔類については共同化（共架）を基本とし、新規に設置しない。やむを得ず新規に設置する場合は、他社製も含む既存の鉄塔の設置状況や今後の設置計画を鑑みて、景観に与える影響が最小限となる場所とする。</li> <li>・設置に伴う木竹等の伐採は最小限とする</li> </ul>
		外観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竹富島の伝統的景観と調和する色彩やデザインとする。</li> <li>・新規で設置する電柱や電線は地中化を基本とし、やむを得ず新設する場合は、景観上目立たない配置とし、修景する。</li> <li>・金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材は用いない。</li> <li>・集落内や環状線、海上からの眺望景観を阻害しない必要最低限の高さとする。</li> </ul>
	壁状工作物	位置・配置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竹富島の伝統的景観と調和する位置や配置とする。</li> </ul>
		外観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塀などを設ける際には、高さ0.5m～1.5mの琉球石灰岩野面積みの石垣とする。</li> </ul>
	その他工作物	位置・配置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺跡、御嶽、カー（井戸）、地域の重要な祭事が行われる場所などにはその周辺を含め設置しない。</li> <li>・集落内や環状線、海上からの眺望景観を阻害しない位置および配置とする。</li> </ul>
		外観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竹富島の伝統的景観と調和する色彩やデザインとする。</li> <li>・光沢ある素材や光を反射する素材は用いない。</li> </ul>
看板	位置・配置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公道から見える場所に企業看板・企業商品宣伝用のもの（立体看板、のぼり等を含む）を設置しない。</li> <li>・自家宣伝のものに限り、伝統的景観を損なわない範囲（仮設、小規模）で設けることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置しない。</li> </ul>
	外観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竹富島の伝統的景観と調和する色彩やデザインとする。</li> </ul>	
自動販売機	位置・配置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公道から見える場所には設置しない。</li> </ul>	
	外観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竹富島の伝統的景観と調和するような色彩、目隠し等を行う。</li> </ul>	

別表-6 歴史的景観保全地区における開発行為等の制限

制限項目		集落景観形成ゾーン	自然景観保全ゾーン（陸域のみ） 生産景観形成ゾーン
開発行為	敷地面積の最小限度	－	・1,500 m <sup>2</sup> とする。
	木竹の保全／適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度	－	・敷地面積の80%とする。
	土砂の移動、法面・擁壁工事等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺跡、御嶽、カー（井戸）、地域の重要な祭事が行われる場所などにはその周辺を含め行わない。</li> <li>・既存の土地の形質を変更せず、法面および擁壁を生じさせない。やむを得ず土砂の移動を行う場合も最小限とし、法面・擁壁等を生じさせない。</li> </ul>	
土地の開墾		<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地や採草地、放牧地として最小限とする。</li> </ul>	
土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺跡、御嶽、カー（井戸）、地域の重要な祭事が行われる場所などにはその周辺を含め行わない。</li> <li>・土地の形質の変更は最小限とし、樹木の保存に努める</li> </ul>	
木竹の伐採		<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採をしない。ただし、町並み保存や伝統工芸の継承等に必要な材料の確保、御嶽やカーの維持管理や樹木の保全のために必要な場合はこの限りではない。</li> <li>・伐採後は、在来種等周辺の自然植生に配慮した植林に努める。</li> <li>・調査・測量のための伐採は、草および低木に留めて高木を伐採せず、巨石や土砂等の移動を行わない。</li> </ul>	
屋外における物件の堆積		<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺跡、御嶽、カー（井戸）、地域の重要な祭事が行われる場所などにはその周辺を含め行わない。</li> <li>・公道から見える場所を避け、やむを得ず公道から見える場合には樹木等による修景・遮蔽を施す。</li> <li>・目的が達成された後は、速やかに撤去する。</li> </ul>	